明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令〕
○国家公務員退職手当法附則第十二項、第十四項及び第十六項の規定による退職手当の基本額の特例等に関する内閣官房令（内閣官房三）　二
○旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令又は旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令に準ずる措置等を定める内閣官房令を廃止する内閣官房令（同四）　四

〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府三五）　四

〔府令・省令〕
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産八）　六

〔告　示〕
○総合特別区域計画の変更を認定した件（内閣府六四）　九
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務一二三）　一〇
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通五一〇～五一二、五一八～五二二）　一〇
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同五一三～五一七）　一〇
○直轄砂防工事を施行する件（同五二三）　一三
○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律附則第六条第三項において準用する同法第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（同五二四）　一六
○船舶安全法第二十五条の七十において準用する同条四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（同五二五、五三一）　一五
○船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、証書発給船級協会の登録を更新した件（同五二六、五三二）　一六
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき船級協会の登録を更新した件（同五二七、五三三）　一〇
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（同五二八、五三四）　一三
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（同五二九、五三五）　一五
○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（同五三〇）　一七

〔官庁報告〕
国家試験
令和三年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　四〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六〇
特殊法人等
警察共済組合定款の一部変更、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、東日本高速道路株式会社工事一部完了、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、本州四国連絡高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・記章紛失・指定法の付記関係　六四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　八四
会社その他
会社決算公告　八九